

■ 練馬区の痴ほう性高齢者ケアの理想像

III

練馬区高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）：平成 15～19 年度では、「痴ほう予防の充実と痴ほう性高齢者への支援」を課題として取り上げ、各種の施策を実施してきた。今後、これをさらに充実・発展させるため、「練馬区の痴ほう性高齢者ケアの理想像」を描き、施策再構築への指針とする。この指針を明確にするため、練馬区独自に7つの視点を設定し、その下で具体的な理想像を示した。

（1）痴ほうに関する広報・啓発

- ①家族や介護サービスを担う全ての事業者や、地域住民が、痴ほうを理解し痴ほう性高齢者と適切に関わっている。
- ②優良グループホーム等を地域の啓発拠点として位置づけ、地域住民が「時として痴ほう性高齢者を追いつめてしまう存在」から「痴ほう性高齢者を地域で支援する担い手」に変わっている。
- ③広報啓発キャンペーンが実施され、さらに教育機関でも児童と痴ほう性高齢者との交流機会が拡充している。

（2）痴ほう性高齢者の発見

- ①痴ほうを早期に発見し、適切な診断・治療とサービスの利用につなげる仕組みができています。
- ②かかりつけ医等専門職が痴ほうに関する十分な知識を有している。

（3）痴ほう相談

- ①専門家に気軽に相談できる体制が確立している。
- ②痴ほう性高齢者に対するケアが必要になった時、本人や家族が安心して地域生活を送れる。

（4）痴ほう予防

- ①痴ほうの危険性が高い高齢者が、早い段階から痴ほう予防活動への参加が可能であり、予防活動は継続性を持ちながら展開されている。
- ②住民が主体的に関われる介護予防活動が展開されており、痴ほう予防もその中に取り入れられている。

(5) 痴ほう性高齢者へのサービス

- ①その人らしさを支える「尊厳の保持」をケアの基本とし、痴ほう性高齢者本人の生活の仕方や潜在する能力を周囲が大切にしている。
- ②生活の継続性が重視され、日常の生活圏域を基本とした介護サービスの体系整備が進められている。
- ③かかりつけ医による適切な医療の支援がある。

(6) 痴ほう性高齢者の権利擁護

- ①総合的、専門的な機能を有する「権利擁護センター」が設置されている。
- ②本人に、自己決定能力がある段階での権利擁護対応が普及している。

(7) 痴ほう性高齢者への地域での取り組み

- ①地域で痴ほう性高齢者を支えるため、地域の関係者（医師、保健師、在宅介護支援センター、ケアマネジャー、在宅・施設サービス関係者、家族会等）が連携して見守りのネットワークを作っている。
- ②家族や地域住民が痴ほう性高齢者と適切に関わり、地域で支援する担い手になっている。

参 考

練馬区の「痴ほう性高齢者ケアの理想像」を取りまとめるにあたり、国の高齢者介護研究会が平成15年6月に出した「2015年の高齢者介護 高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて」を参考とした。

「2015年の高齢者介護」では痴ほう性高齢者のケアを進める指針として、次の4点をあげている。

- ① 痴ほう性高齢者ケアの確立を考えるに、これからの高齢者介護においては、痴ほう性高齢者対応が行われていない施策は、施策としての存在意義が大きく損なわれているものと言わざるを得ない。
- ② 痴ほう性高齢者こそ、その人の人格を尊重し、その人らしさを支えることが必要であり、「尊厳の保持」をケアの基本としなければならない。また、痴ほうの症状や進行の状況に対応できる個別サービスのあり方等を明らかにし、本人の不安を取り除き、生活の安定と家族の負担の軽減を図っていかなければならない。
- ③ 痴ほう性高齢者ケアに求められる、環境を重視しながら本人主体の視点に立つことは、すべての高齢者のケアに通じるものである。
- ④ 痴ほうは早期に発見し、適切な判断とサービスを利用することにより、行動障害の緩和が可能である場合が多い。地域での早期発見と専門家に気軽に相談しやすい体制が求められるとともに、地域住民全体に痴ほうに関する正しい知識と理解が浸透することが必要である。

痴呆ケアモデルの構築 (2015年の高齢者介護より抜粋)

